

引きするように勧誘し、又は強制すること

五 相手方が自己の競争者から不當に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けないことを條件として、当該相手方と取り引きすること

六 相手方と共に物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方との競争者の関係を不当に拘束する条件を附け、又は相手方である会社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の条件を附けて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

七 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一条及び第七十二条に規定する手続に従い公正取引委員会の指定するもの

第二章 私的独占及び不当な取引制限

第三條 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四條 事業者は、共同して左の各号の一に該当する行爲をしてはならない。

一 対價を決定し、維持し、又は引き上げること

二 生産数量又は販賣数量を制限すること

三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

五 計算の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

六 事業者は、一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割合を行ふことは組織し、又はこれらの團体に加入してはならない。

第七條 私的独占又は不当な取引制限に該当する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に對し、当該行爲の差止、営業の一部の譲渡その他私的独占又は不当な取引制限を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第八條 不当な事業能力の較差の契約をし、又は國內の事業者と貿易に関する國際的協定若しくは國際的契約をして、左の各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

第九條 持株会社は、これを設立してはならない。

第十條 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受

第十一條 金融業（銀行業、信託業、保険業、無業又は証券業をいわゆる以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

第十二條 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができない。

第十三條 不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第十四條 第一項各号の一に掲げる事項

左の各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約をして、左の各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

第十五條 事業者は、外國の事業者と

第六條 事業者は、外國の事業者と

第七條 事業者は、外國の事業者と

第八條 事業者は、外國の事業者と

第九條 事業者は、外國の事業者と

第十條 事業者は、外國の事業者と

第十一條 事業者は、外國の事業者と

第十二條 事業者は、外國の事業者と

定若しくは契約であつて相当期間繼續するもの（一の取引による目的物の授受のみが相当期間にわたるもの）を除く。）の供給について、その認可を受けなければならぬ。

前項の場合において、事業者は、届出の日から三十日を経過するまでは、当該協定又は当該契約をしてはならない。

六 特許権の有無及び内容その他技術上の特質

七 生産、販賣等の能力及び状況

八 資金、原材料等の取得の能力及び状況

九 事業者との関係

十 前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

第十四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受

第十五章 金融業（銀行業、信託業、保険業、無業又は証券業をいわゆる以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

第十六章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第十七章 不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に對し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第十八章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第十九章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十一章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十二章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十三章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十四章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十五章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十六章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十七章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十八章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第二十九章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

第三十章 金銭の貸付又は借入の取扱い、事業者に対し、営業施設の譲渡その他のその較差を排除するため必要な措置を命ずることができる。

産物、宿物若しくは事業活動に必要な物資その他の経済上の利益資金を除く。）の供給について、繰り返す利用關係にある会社又は特許発明若しくは実用新案の利用關係にある会社

二 他の会社の株式を所有していない会社

三 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社及びその株式を発行する会社が、その株式の取得が左の各号に掲げる要件を備えていることを明らかにした場合には、その会社の株式の全部を所有することとする会社の株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

四 必要な資金を調達するため、他の要件を備えているときには、同項と同様とする。

五 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

六 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

七 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

八 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

九 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十一 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十二 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十三 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十四 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十五 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十六 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十七 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十八 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

十九 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

二十 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

二十一 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

二十二 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社が、当該株式を取得しようとする会社の要件を備えているときには、同項と同様とする。

を営む他の会社の株式を取得するはならない。

金融業を営む会社であつてその総資産（未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除く。）が五百万圓を超えるものは、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。

一 証券業を営む会社が業務として株式を取得する場合

二 証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を取得する場合

三 委託者を受益者とする有價証券信託の引受によつて株式を取得する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

第十二条 会社は、他の会社の資本額（株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額をいう。）の百分の二十五に相当する金額を越えてその会社の社債（銀行業を営む会社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式であるのは、社債である。但し、株式であるのは、社債

と読み替えるものとする。

第十三条 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外のものをいう。）は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一 兩会社が競争關係にある場合

二 兩会社の何れか一方の役員の地位を占めてゐる場合

三 会社の役員は、いかなる場合においても四以上の会社の役員の地位を占めてはならない。

第十四条 何人も、相互に競争關係にある二以上の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

第十五条 何人も、相互に競争關係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

第十六条 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、他の会社の役員は、その就任の際、会社の役員は、その就任の際、

他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、当該合併とあるのは、当該行為と読み替えるものとする。

第十七条 何らの名義を以てするかを問わず、第九條から前條までの規定による禁止又は制限を免れる場合に、當該行為をしてはならない。

公正取引委員会は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することによる禁

制的に制限を要する事により公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

第十五条 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

第十六条 公正取引委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるとときは、これを認可してはならない。

一 当該合併が生産、販賣又は經營の合理化に役立たない場合

二 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞がある場合

四 当該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第五章 不公正な競争方法

第六章 適用除外

第七章 損害賠償

第八章 公正取引委員会

第九章 罰則

第十章 附則

第十八条 公正取引委員会は、第五條若しくは第九條第一項の規定に（継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外のもの）の（継続して会社の業務に従事する者であつて役員以外のもの）をい

う。）は、左の各号の一に該当する場合は、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一 兩会社が競争關係にある場合

二 兩会社の何れか一方の役員の地位を占めてゐる場合

三 会社の役員は、いかなる場合においても四以上の会社の役員の地位を占めてはならない。

第十九条 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

一 当該合併が生産、販賣又は經營の合理化に役立たない場合

二 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞がある場合

四 当該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第五章 不公正な競争方法

第六章 適用除外

第七章 損害賠償

第八章 公正取引委員会

た組合（組合の連合会を含む。）の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第十九條 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退すること

三 各組合員が平等の議決権を有すること

四 組合員に対して利益分配を行ふ場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

五 第二十五条 私的の独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に對し、損害賠償の責に任する。

六 第二十六条 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判所上これを主張することができない。

七 第二十七条 この法律の規定は、著作権法、特許法、实用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使を以てこれを指定する。

八 第二十八条 この法律の規定は、著

り認められる行爲にはこれを適用しない。

九 第二十九條 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立され

るため、公正取引委員会を置く。

第十章 附則

第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引方法を用いていると認める場合又は不正当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に對し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の規定による勧告があつたときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勧告を應諾したときは、公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勧告を應諾したことにより、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるとときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することによることができる。

第五十条 審判開始決定書には、事業の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭すべき旨を附記しなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十一条 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならぬ。

審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十二条 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不适当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所有者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨檢して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

事業者が、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。第五十三条 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

事業者は、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

第五十四条 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が私的独占をし、不正当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いて、事業者に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならぬ。

第五十五条 審決は、委員長及び委員の合議によってなされる。

第五十六条 公正取引委員会の合議規定期は、前項の合議にこれを準用する。

第五十七条 審決は、文書によつてこれを示す。審決書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれを行ひ、審決書には、公正取引委員会に署名押印しなければならない。

審決書には、少數意見を附記することができる。

第五十八条 審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その効力が生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第三者を審訊しなければならない。

第五十九條 公正取引委員会は、第六十四条 公正取引委員会は、第六十五条 公正取引委員会は、第六十六条 公正取引委員会は、第六十七条 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、供託に係る保証金又は有價証券の全部又は一部を没収することができる。

前條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、それを準用することができる。

前條第二項の規定により、処分をした後においても、將に必要があらることは、第四十六條の規定により、処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第六十条 公正取引委員会は、第六十一条 関係のある公務所又は公共的な團体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十二条 第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十三条 事業者は、裁判所の定める保証金又は有價証券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十四条 公正取引委員会は、第六十五条 公正取引委員会は、第六十六条 公正取引委員会は、第六十七条 裁判所の定める保証金又は有價証券の没収にこれを準用する。

第六十五条 公正取引委員会は、第六十六条 公正取引委員会は、第六十七条 裁判所の定める保証金又は有價証券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十六条 公正取引委員会は、第六十七条 裁判所の定める保証金又は有價証券の没収にこれを準用する。

第六十七条 この法律に定めるものとができない。

公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の原本、副本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第六十八条 公正取引委員会は、第六十九條 利害關係人は、公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の原本、副本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第六十九條 この法律に定めるものとができない。

第六十条 公正取引委員会が、第六十一条 関係のある公務所又は公共的な團体は、公益の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十一条 公正取引委員会が、第六十二条 公正取引委員会が、第六十三条 公正取引委員会が、第六十四条 公正取引委員会が、第六十五条 公正取引委員会が、第六十六条 公正取引委員会が、第六十七条 裁判所の定める保証金又は有價証券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十七条 裁判所の定める保証金又は有價証券の没収にこれを準用する。

第六十八條 第二項の共記に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第三節 離則

第七十一条 公正取引委員会が第二條第六項第七号の規定により不公正な競争方法を指定するには、指定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公廳会を開いて一般の意見を求めた後、指定仮案を作成して、これを公表し、当該仮案について事業者に反対意見あるときは、これを充分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二條第六項七号の規定による不公正な競争方法の指定は、告示によつてこれを行つ。前項の指定は、告示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

第七十三条 公正取引委員会は、この法律の規定による告発に係る前項の規定に違反する犯罪があつたとき、司法大臣を經由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四条 檢事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第七十五条 第四十六條第一項に規定するときは、公正取引委員会に通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十五條 第四十六條第一項第一号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手當を請求することができる。

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律及び事件の処理手続に關する事項について規則を定めることができる。

第九章 訴訟

第七十七条 公正取引委員会の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は変更の訴を提起することができ、但し、審決がその効力を生じた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十八条 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む)の送付を求めなければならない。

第七十九條 第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の審決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその部分を取り消し、若しくは変更することができる。

第八十条 第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立

証する実質的な証拠があるときに有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に規定する実質的な証拠の提出をすることができる。

第八十二条 第二十五條の規定による損害賠償に關する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、同條に規定する違反行為に因つて生じた損害の額について、意見を求めるべきである。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のため、裁判所に主張された場合に、これを準用する。

第八十三条 裁判所は、公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第八十四条 第二十五條の規定による損害賠償に關する訴が提起された場合は、これを準用する。

第八十五条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第八十六条 第六十二條第一項、第六十三條第一項(第六十八條第二項で準用する場合を含む)、第六十七條第一項、第九十七條及び第十九條第一項に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七条 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第八十八条 第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後において協定又は契約をした者は、これに従わないと認めた者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十条 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十一条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

第九十二条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

第九十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

第九十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

第九十五条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二年以下の罰金に処する。

第九十六条 前條第一項に規定する事件に関する裁判に對しては、その裁判において法律命令、規則又は处分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

第九十七条 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当と認めるときは、変更するべき点を指示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第九十八条 第二十五条の規定による損害賠償に關する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、同條に規定する違反行為に因つて生じた損害の額について、意見を求めるべきである。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のため、裁判所に主張された場合に、これを準用する。

第九十九条 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限を行つた者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第一百条 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限を行つた者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十条 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十一条 第五條の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十二条 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十三条 第七條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十四条 第八條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十五条 第九條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十六条 第十條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十七条 第十一條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十八条 第十二條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百一十九条 第十三條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百二十条 第十四條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百二十一条 第十五條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 第十六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百四條 公正取引委員会の第一

期の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、そのうちの一人については一年、二人については二年、一人については四年、一人については五年とする。

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕

○國務大臣(高瀬莊太郎君) たゞいま上程せられました私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたしました。わが國の經濟は、敗戦による混亂と打撃からまだ脱却しておりませんが、これに對しまして、當面の危機を乗り切るために、生産対策、通貨対策等を果敢に行つてまいりますとともに、今後のわが國經濟再建の總合的計畫を確立いたしまして、その實現に邁進することが、きわめて緊要と考えております。このことは、また戦時補償の打切りに伴います一連の措置に基きまして再建に努力しておられます企業者に對しまして、その再建整備の目標を與えるためにも、ぜひ必要なことであると考えます。

この法律の要旨は、事業者の公正か

つ自由な競争を確保いたしまして、國

民經濟の民主的で健全な発達をはかることを究極の目標といたしまして、そのためには、各般の不當な協定等を排除し、また獨占的企業集中體の発生することを防止する等の措置を講ずることにあります。申すまでもなく、事業者の創意を發揮させ、技術の進歩をはかり、品質を改善し、サービスを向上し、経費のむだを省き、價格を低廉にする等、企業經營の

合理化をはかり、一般消費者の利益を確保し、國民經濟の民主的でかつ健全な進歩發展をはかるためには、獨占や不當な協定等を排除し、常に公正かつ自由な競争の行わることが肝要であります。但しこの原則には若干の例外があります。

その一は國家または公共團體の管むる獨占的事業でありまして、この法律におきましては、私的獨占を禁止することを規定いたしまして、國營、公營の獨占的事業を問題にするものでないことを明らかにいたしました。

その二は、私營事業であつても、鐵道、電氣、ガスその他の特定の事業につきましては、別の考え方をいたさねばならないのです。これについて、それは、それらの事業法によつて十分な監督をいたすべきものであります。かゝる事業につきましては、この法律の適用を除外することを規定いたしました。

その三は、農家や小さい商工業者のような小規模の事業者及び消費者につきましては、その相互扶助を目的とする協同組合による團結を認めねばならないことあります。これについても、原則として適用を除外することを規定いたしました。

その四は、現下の危機を乗り切るに必要な統制のための行為は、別に取扱わねばならぬことあります。この點につきましては、この法律は恒久的な

立法であります關係上、この法律の中には規定いたしませんでしたが、次の特別議會までに、各統制法令について

法律に基く行為につきましては、この法律を適用いたさない旨の單行法を制

定いたすつもりであります。

この法律は、これらの例外の場合を除いては、經濟秩序の根本方針を定め

るものとして、一切の事業活動に適用

が目的のではないのであります。

第二には、第二條において、事業者及び競争の意味を明らかにするとともに、私的獨占、不當な取引制限、不當な事業能力の較差、不公平な競争方法の定義を明らかにいたしました。この法律において取締りの対象といたしましてこれら事業活動は、複雑な經濟行為の現れであります。それが直ちに

この法律の禁止制限に該當するか否か

を判定いたしますことは、なかなか困難な事であります。これに輕率な判断を下しますことは、いたずらに經濟

界を萎靡沈滞させるおそれがあります

のと、またこの法律に基く處分は、企

業體の改組等、國民の権利に重大な影

響を及ぼしますので、この法律の適用

につきましては、特に公正取引委員會と稱する合議體の行政官廳を設け、そ

の委員といたしましては、經濟問題、

法律問題に通じ、かつ國民の信賴する

人物を、衆議院の同意を得て任命する

ことといたしました。

次に、この法律の内容につきまし

て、少しく御説明いたします。先づ第

一は、冒頭の第一條において、この法

律の目的を明記することといたしまし

た。この目的は、單に法律の趣旨を説

明いたしたものに止まらないのであり

ます。この法律は、その本質として、

法文の上では抽象的な基準を示すに止

まり、法案の具體的な判定は、これを

公正取引委員會の判断に委ねておるも

のが多いのですが、その判断を

いたし、判断をうち立てていく上にお

きまして、第一條に規定する目的は、

重要な基準と相なるのであります。し

かしてこの法律全體を通ずる精神とし

て、要是國民經濟の繁榮をはかること

が目的であります。取締ること自體

が目的のではありません。

第九條以降の第四章におきまして

この法律の實體的規定のうちで、私

的獨占及び不當な取引制限以外に關するものは、原則としてこの兩者を取締

し、この法律において最も望むところ

であります。

この法律の實體的規定のうちで、私

的獨占及び不當な取引制限以外に關するものは、原則としてこの兩者を取締

第二十一条以降の第六章におきましては、適用除外について規定いたしてあります。これについては、さきに申し述べた通りであります。

第八十九條以降の第十章におきましては、罰則を規定いたしました。

最後は、第一百一條以降の附則であります。この法律は、経過規定に種々重要な考慮を要するのであります。これにつきましては、なお慎重な検討を要しますので、その多くは命令に譲るることといたしました。この法律実施の過程で生じる問題につきましては、経済界に拜托する所存です。

この差異で
といふもの
には、日
ご、後日
するところ
あります。
たいのであ
第二には
の定義が定
そもく上
井とか三義
のがありま
すると、露
もないではな

がはつきりわからない限
本の特殊的な事情によつ
本の経済に向いていこうと
の方向があからないからで
これを第一にお尋ねいたし
ります。

て、獨占で事業の形態を行ふ。こういうものに對してはどうするか。もう一つことではつきりした言葉で申し上げます。外國から來るところのことするならば、外國から來るところのこれら企業に對しては、いかなる形をとるかということです。それが私のお聽きしたいことであります。

その次には、公正なる公正取引委員会をやるのであります。裁判官の役目をやるのであります。この裁判官の役目をやる公正取引委員が、鐵道官の役目をやる公正取引委員が、鐵道會社とか、あるいはバスの會社とか、あるいは何々會社といつたよな獨占事業の形のものが、たくさんの利益を得た場合、資本に對して一割二分といふような非常に大きな利益を得たという場合、にその一割二分は資本に對して多過ぎるから、それは三分にしろ、あるいは三分五厘にしろとかいうことでまでの命令を下し得るところの權能をもつておるかということです。この權能をもつていい限り、一旦利益を上げてしまつたら、それから先

この法律の中に、公正かつ自由な競争ということが書いてあります。おそらくこれがこの法律の眼目ではないがと考へておりますが、きわめて抽象的なことと考へております。従つて具體的にこれを了解するということは、容易ではありません。だから、この公正かつ自由な競争といふものの具體的説明が願いたいと考えるものであります。

公正かつ自由な競争というものの對しましては、公正かつ自由といふところの一つの基盤をもたなくちやならないのであります。その基盤の上に立つての公正かつ自由なる競争でありますから、それについて起るところの問題は何かと言えば、最低賃金の決定であります。この最低賃金の決定といふことが行わぬ限りは、公正といふことは行わぬのであります。最低賃金の決定と同時に、また重要缺くべからざるものは何かと言ふと、労働時間の決定であります。労働時間を八時間にするか。六時間にするか。全體をどうするか。何時間にするか。八時間にするか。六時間にするか。八時間労働にして、賃金は一人當りいくらにするか。何くちなりません。八時間労働にして、賃金は一人當りいくらにするか。何くちなりません。

次に第七十七條以降の第九章として、訴訟に關する規定を設けております。公正取引委員會の審決に對する不服の訴訟事件及びこの法律に關する刑事訴訟事件等の取扱いにつきましては、他の訴訟事件の取扱いと相當異なつた取扱いをいたすことを規定いたしております。しこうしてこの法律の適用に關する諸問題は、複雑かつ機微な經濟問題である關係上、特に専門の裁判官による裁判官による裁判を適當とするため、東京高等裁判所に特別の部を設けまして、この法律に關する事件は、一般の裁判所において取扱うことなく、すべて東京高等裁判所の特別の部において取扱うことにいたしました。

に對しまして、一、二の質疑を關係方面へいたそととするものであります。この法規ができますにあたつては、日本の獨創的なものでないということだけは、私は言い得るであろうと思ひます。従つてこの法規がつくらました。といふ上からには、アメリカだとか、イギリスだとか、フランスだとかいつたところの各國々の同様な法規というものが、参考にされたであろうと考へるのであります。従つて私が今ここで第一にお尋ねしようとするものは、この法規の制定にあたつて、いかなる國々の同様な法規が参考にされたか、そして日本のこの法規と異なる點は何かということであります。

す、たとえば書籍組合とか、牛肉屋の組合とかいつたような組合があるが、これらのものは今後どうなるかという問題であります。この法律によると、どうしても精神的には、これらの組合といふものは成り立たぬと思いますが、これらはどうなるかということになります。さらにまた獨占形態の一つの形として申し上げたいことは、たとえば——外國のことと言ふて恐れ入りますけれども、フォードならフオードという自動車が日本に輸入され、そうしてこの自動車會社が東京にヘッド・オフィスを置いて、各縣にブランチ・オフィスを置く。そしてこれが組織的に一つの網を張つ

は何もとられぬということになると、この法の目的といふものが達成せられないのです。また法を潜るといふことから言いますと、いろいろなことが申し上げられるのであります。この法律の中に規定されているところの表向きのことはできましても、裏口の方からどんどんく逃げていく手がたくさんあるのです。すなわち自分の遠い親類だとか、あるいは腹心の者とかを他の会社にやつておきまして、それと氣脈を相通じて事を行うということがあります。明らかに精神的にこの法を犯すことになります。これらの問題に對しては、政府はいかなる態度をとるかということになります。

八時間にするか。六時間にするか。このことが決定されなくちやなりませ
ん。八時間労働にして、賃金は一人當
りいくらにするという最低賃金が決定
される。すなわち公正な基準といふも
のがおかれて、それから上の競争でな
ければ、私はこれは公正だと言ひ得な
いと考へております。そこで政府はこ
の法案の制定にあたつて、はたして日
本全體の最低賃金あるいは最短労働時
間といふものを決定するところの用意
をもつてかゝつたかどうかということ
であります。

見ました場合、あるいは地域別に見ました場合に、どういう形で今まで流れ出しておりますか。大蔵大臣の先刻の御説明によりますと、融資額の残額が六十億以上になつてあるということですございますが、その六十億という融資の残額の内容が、業種別に見て、金額別に見て、地域別に見たような場合に、どういう形になつておるかといふことを、これは書面で結構でございまするから、御明示を願いたいのであります。

資というものを國民全體が背負うつてもよろしいのではないかということに相なります。

目的外の方面に流用されておるといふことについての政府の所見を伺いたい。大蔵大臣が、借りたものは借り得

融資は、あくまでも日本産業の再建という大きな目的のために使われるのです。なればなりませんのに、この資金

するような場合におきましては、この資金に對する物の裏づけを確保いたしまることによつて、ほんとうにその

ところが大蔵大臣の言うごとく、この復金から融資を受けたところの産業が失敗をしたときにおいては全部の負擔を國家が引受けようとしないということに相なります。すると、せつかり融通をして金を貸して育てようとした産業はつぶれたり、經濟の再建はできなかつたわ、大きな荷物は國民が負わなければならぬということに相なりまして、まことにこれでは國民が迷惑いたします。かような事柄でありますならば、とうてい復金の目的は達せられないばかりでなく、九月二十六日、貴族院の委員會における大蔵大臣の答辯によつて、復金の金は借り得だ、これは返さなくてよい、つと申しますと、大體政府の計画通りに事實が伴うてまいつております。

か
高利貸の脅迫があるいは賃借の
穴埋めとかいう、全然目的を逸脱した
方向に使われるというおそれが多分に
ありますし、またこの點について
は、既に興業銀行が代行機關として業
務を始めてから、わざか一箇月くら
いの間にすら、議會においても問題とな
つておる事實もござりますし、こうい
う點についての、政府のいわゆる復金債
に對する監督というようなものについ
て、今までに何らの遺憾がなかつたか
といふことが、表明できるかどうかと
いうことを伺いたいのであります。な
おこれは大藏大臣の御答辯によりま
して、具體的な問題をもつて御所見を伺
うかもわかりません。

漁業が再開され 生産が復興するなど う方向に導かなければなりませんが、これらの點について經濟安定本部においてはどういうお考えをもたれておるのであるか。復興金融金庫の融資による資金に對する資材の裏づけといふ問題についての、安定本部の御意見を伺いたい。

最後に一つ、ごく最近の問題でござりまするが、昭和二十一年度の第一四半期におけるところの復金の融資が、水産業に對しましては、三億萬圓といふ一つのわくが與えられておる。ところで、この三億萬圓というわくのうちで、日魯漁業に對して、その三分の一である一億萬圓を融資してお

す。萬一復金から融通を受けたところの商業が失敗したときにおいては、金庫の出資を國庫で全部負擔する、まかり間違えば、出資全部が飛ぶといつも悟のもとであると、まことにお勇ましいことを言われておるのであります。この大藏大臣の聲明をこのまゝで受取りますることについては、私ども多少の異論をもつものでござります。

それがたら國家が負担してくれるという空氣が生れてきておる事が、現實の問題となつて現れております。(拍手)この點を私ども考えますときに、さらにつかく生産を復興させるために出した金が、復興しないで失敗したところが、今度三百五十億といふ金に相なりますと、復金の活動といふものは、より以上活潑化するといふことが豫定されます。そうなりますと、資金の貸出は相當頻繁に行われますし、また中にはこの復金から融資を受けましたところの資金をもつて、他の商業にこれを振向けるというようなことは、しばらく問わぬといふこと

次は、商工大臣はお見えになつておられませんが、さいわい安定本部長官がおいででありますからして、伺いたいのであります。それで、復興金融金庫の資金の融通を受けまして、産業の再建、經濟の再建をやるという大きな目的をもつて、せつかくそこに資金の面においてはある程度確保することができましたけれども、現下の實情からい

けで三分の一のわくをとつてしまふ。それで三分の一のわくをとつてしまふ。そこで、全國の水産業者からの融資要求といふものは、自然制約されざるを得ない結果に相なつておる。肝腎のかなめのこの資金が、一つの大手筋だけに融資を集中して、中小その他の水産業者に對する融資の途をふさいだといふような事柄を、われ／＼は聞く

國民といたしましては、この復興金融庫から融資をいたしましたことによつて、ある一つの産業が復興いたしましたとして、生産を増大して、それが國民生活全體をゆたかにするという方向に進むという、いわゆる復金の本來の目的を十二分に達成するという場合に相なりまするならば、言葉をかえて申しまするならば、復興金融庫から融資を受けた産業が成功をする場合がありまするならば、あるいは國民は、この復金の出

五十億という限度になりますから、これを一般會計の租稅收入等で穴埋めをするか、ないしは赤字公債を發行するか、いずれの手段によるにいたしましても、それは結論におきまして、われわれ國民大衆の負擔とならざるを得ないのですが、この點について、この際あらためて大藏大臣の御所見を伺いたいのです。その次は、復金から融資を受けたところの資金が、その融資を受けた

しましても、舊債の穴埋めとか、ある人は高利債との肩替りといったようなことを豫想することができるのです。また現に復金から融資を受けました資金をもつて、今までの日歩二錢とか二錢一厘とかいう高い金利のものを支拂をいたして、そうしてほつと一貞ついでおるといふ事業も、また中にはなきにしもあらずであります。かような工合でありますと、復金の

たしまして、どうも資材の確保といふことが非常に困難である。でありますから、せつかく復金の融資を受けましたとしても、その資金を有効に使うことができないで、いつのまにかそれが他の方面に流用されなければならぬといふような、現実の問題が起つておるのあります。

かよななことありまするならば、絶対にこの復興金融金庫の目的に副るものではない。どうしてもこれはほんとうに立ち上つていかなければならぬすべての業者を、おの／＼の規模において、おの／＼の着想において生かしていくというのが、復金の資金融通の最後の目的でなければなりませんのに、それがたゞ大きな會社へ集中されると、いうようなことに相なりますと、

ればゆき問題でござりまするが、かような事實が政府において取扱われておるであらうかどうか、ということについて、この機會に伺つておきたいと思つのであります。

なおその他の點につきましては、時間もございませんから、委員會その他においてお伺いいたすことについたしまして、私の本案に対する質問は、この程度に止めたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 御質問にお答えいたします。第一のお尋ねは、少し金が出過ぎたといふお尋ねのようにな開えましたが、今のお言葉の中にもありましたように、三月末までに大體六十億圓くらいは出るだろう。また私はその當時どの機會かに、時日は覚えませんが、どうか次の通常議會に復興金融庫の資本金が足りなくなつて、これの増資をしなければならないようになることを希望するということを申しておきました。それほどに仕事が進み得るならば、復興金融庫としても成功だ、また日本の經濟界のためにも喜ぶべきことだと申し上げておいたのであります。爾後の成績を見ますと、少くとも金額の上においては、先ほど申し上げましたように、三月上旬末で六十九億圓、この中には御承知のような事情で、石炭が割合多い、多分九億圓くらいは石炭であろうと思います。というやうなことでありますて、大體豫定通りの金額に上つておると申せると思ひます。それから三月は今月でありますから、運轉資金といふども、實はいません。三月は今月でありますか

ら、來月以後の所要資金でありますて、どういうふうになりますか、前途のことはむろんわかりませんが、今後臨時議會等で、また復興金融庫の増資ということが起らぬとは斷言できませんが、たゞいまの見込みでは、この次の通常議會までは、むろん増資の必要はない。大體産業資金は、明年度六百億圓くらいみでるわけです。そのうち復興金融庫の所要資金百五十億圓、但し公團等の所要資金がこの中に含まれるわけであります。ですから計畫が大變はざれておるものとは私は考えておりません。

次に復興金融債券の利率、條件の問題であります。これは現在では、お話しの通りの現在の條件によつて行つておられます。多少變化があるものと考えておますが、それはそのときの金融市場の状況によって、いつも申し上げますように、現在のまゝの状況が、そのまま長く續くとは私は考えておりません。

それから業種別の貸出の状況を示すと、そういうことであります。これはお話を通り、いつれ委員會までに書類等によつて調べてお答えいたします。

その次に御質問のありました水産業の問題についても、そんなら船はどうしてつくるか、業務はどうしてやるのかというところまで、随分笑き詰めたとしております。従つてそれがゆえに損害がかかるつてもまはないからといふので、放漫な貸出をするとか、あるいはこれをよいことにして勝手な貸出を要求しておる。借りる方は、むろん借りられればそれに越したことはないが、貸す方ではなく、そんな手から、相當勝手なことを言ふかもしけないが、貸す方ではなく、そんな手には乗りません。隨分貸出については厳選しておりますから、御安心を願いたいのであります。

最後に、水産業の問題でございますが、これは第一四半期のわくが、今日の水産業としては小さ過ぎたという非常に金だけ遊んでしまうということは、絶対にございません。

最後に、水産業の問題でございますが、これは第一四半期のわくが、今日の水産業としては小さ過ぎたという非常に金だけ遊んでしまうということではないかと思います。私は今申しましたように、貸出について、かまつたところにいたしまして、貸出のではありますから、運轉資金といふども、實は

それでもつて、一方から言えば苦情が起つてやろうというのでありますて、決し

もあります。全然運轉資金を出さない、設備資金だけだ、こういふことは、やはり復興金融庫の目的でないことをえます。しかしこの中には、さつき申請といふことが起らぬとは斷言できませんが、たゞいまの見込みでは、この

関係の支拂の遅延のために他で融資しておるものが相當含まれておりますから、實際は設備資金の方が多いわけであります。

それから今後復興金融庫が清算をした場合に損害が起つた場合のお話がありましたが、これは言うまでもなく、復興金融庫から金を貸したが資材がない。從つて仕事ができないから、そのうちに金

がどこかへ飛んでしまうのではないか」という御質問でございましたが、そんことはございません。これは復興金融庫から貸します場合には、資材等につけておられます。

○副議長(井上知治君) これにて質疑は終了いたしました。本案の審査を付託すべき委員の選舉についてお諮ります。

○椎熊三郎君 本案は、政府提出昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 椎熊君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よづて動議のことく決しました。

日程第四、會計検査院法を改正する法律案の第一讀會を開きます。國務大臣森德次郎君。

第四 會計検査院法を改正する法律案(政府提出)

第一節 総則

第二節 檢査官

第三節 檢査官会議

第四節 事務總局

ておるほどでありますから、いたずらに舊價の借替等にまわしてあるものとは思ひません。そういうものはない處をして、誤りのないことを考へてございません。その點は十分考慮をしておる次第でありますから、どうぞ御承認願います。(拍手)

○氏原一郎君 なお必ずしも御答辯にてて長官を煩わすまでもなく、復興金融庫を貸した——これは經濟安定本部長官への御質問であります。これはあつて了解し能わざる點もござりますが、詳細は委員等においてお尋ねいたしますことにいたしまして、打切ります。

第六節 檢査官は他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定され、又あると決定された場合において、両議院の議決があつたときは、退官する。	第一節 総則
第五節 会計検査院規則	第二節 檢査の範囲
第六節 雜則	第三節 檢査の方法
第三章 会計検査院規則	第四節 会計事務職員の責任
会計検査院法	第五節 檢査報告
第一章 組織	第六節 檢査官の責任
第一節 総則	第一條 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。
第二條 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。	第三條 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。
第三節 檢査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。	第四條 第二節 檢査官は、前項の場合に、これを準用する。
第四條 檢査官は、内閣がこれを任命する。	第五節 檢査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。
第五條 檢査官は、年額五万円の俸給を受ける。	第六條 檢査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。
第六條 檢査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることができる。	第七條 檢査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。
第七條 檢査官の任免は、天皇がこれを認証する。	第八條 檢査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失うことができる。
第八條 檢査官は、年額五万円の俸給を受ける。	第九條 檢査官は、他の官を兼ね、又は国会議員若しくは地方公共團体の更員若しくは議会の議員となることができない。
第九條 檢査官は、満六十五才に達したときは、退官する。	第十條 檢査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。
第十條 檢査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることができる。	第十一條 左の事項は、検査官会議でこれを決する。
第十一條 檢査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることができる。	一 第三十八条の規定による会計検査院規則の制定又は改廃
第十二條 檢査官の任期は、七年とし、一回に限り再任されることができる。	二 第二十九条の規定による検査報告
第十三條 檢査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間存続する。	三 第二十三条の規定による検査を受けるものの決定
第十四條 檢査官は、満六十五才に達したときは、退官する。	四 第二十四条の規定による計算證明に関する事項
第十五條 檢査官が任期中に欠けたときは、後任の検査官は、前任者の残任期間存続する。	五 第三十一条の規定による処分の要求
第十六條 檢査官は、満六十五才に達したときは、退官する。	六 第三十二条の規定による出納職員の検定
第十七條 第三十五条の規定による審査	

八 第三十六條の規定による意見
の表示又は処置の要求
九 第三十七条の規定による意見
の表示

第四節 事務総局

第十二条 事務総局は、検査官会議
の指揮監督の下に、庶務並びに検
査及び審査の事務を掌る。

事務総局に官房及び左の四局を
置く。

検査第一局
検査第二局
検査第三局
検査第四局

官房及ハ各局の事務の分掌及び
分課は、会計検査院規則の定める
ところによる。

第十三条 事務総局に、事務総長一
人、事務総局次長一人、祕書官、
事務官及び技官を置く。

事務総長及び次長は、一級とし、
祕書官は二級、事務官は一級、二
級又は三級、技官は二級又は三級
とする。

事務官は専任十一人とす
る。

第十四条 一級官吏は、検査官の合
議で決するところにより、内閣より
その任命、進退を行う。

事務總長及び次長については、
官吏の任用敍敍の資格に関する法
令の規定は、これを適用しない。
二級官吏は、檢査官の同意を経
て事務總長の指名するところによ
り、内閣總理大臣においてその任
免、進退を行う。

三級官吏は、事務總長においてその任
免、進退を行う。

その任免、進退を行う。

第十五條 事務総長は、事務監査の局務を統理し、公文に署名する。
次長は、事務総長を補佐し、それが欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行ふ。

第十六條 各局長は、事務総長の推薦により、検査官の同意を経て一級の事務官のうちから、院長がこれを補する。

各局長は、局務を掌理する。

第十七條 祕書官は、検査官の命を受け、機密に関する事務に従事する。

事務官は、官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、上官の指揮を受け、庶務、検査又は審査の事務に従事する。

第十八條 技官は、各局課に分属し、上官の指揮を受け、技術に従事する。

第十九條 会計検査院は、会計検査院規則の定めるところにより事務局の支局を置くことができる。

第二章 権限

第一節 総則

第二十条 会計検査院は、日本國憲法第九十條の規定により國の收入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行ひ、会計經理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

第二十一條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確認する。

第二節 検査の範囲

第二十二條 会計検査院の検査を必要とするものは、左の通りである。

一 國の毎月の收入支出
二 國の所有する現金及び國有財產の受拂
三 國の債權の得喪又は國債その他の債務の増減
四 日本銀行が國のために取り扱う現金、貴金属及び有價証券の受拂

五 國が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計
六 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

第七十一条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、左に掲げる会計経理の検査をすることができる。

一 國の所有又は保管する物品及び有價証券又は國の保管する現金
二 國以外のものが國のために取り扱う現金、物品又は有價証券の受拂

三 國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を與えているものの会計

四 國が資本金の一部を出資しているものの会計

五 國が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計

六 國が借入金の元金又は利子の支拂を保証してゐるものとの会計

七 國の工事の請負人及び國に対する物品の納入者のその契約に関する会計

会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを關係する

令を発せられないときは、同僚給者を以て事務官に任せられ、勅任の者は一級、奏任の者は二級、判任の者は三級に敍せられたものとす。

と申しましても、行政部によりまして
獨立を制時せらるゝのきらいなしとい
たしません。その點を補整したとい
うことであります。

第二は、國會との緊密なる關係を定
めるということです。現在の會
計検査院は、國會と直接に意思の流通を
する機會をもつておりませんが、そ

内閣がこれを行うのであります。もろそ
その同意につきまして兩議院の意見
が一致をいたしませんような場合には
きましては、憲法の定めであります内
閣總理大臣を指名する場合の例によ
まして、衆議院の同意をもつて兩議院
の同意とするというふうに定めてお

にいたしております。たとえば、検査を院が検査の進行に伴いまして、會計につきまして違法であるとか、不當であるとかいうようなことを發見をいたしました場合には、また制度がよくないというようなことを發見いたしましたときは、これに對して必要な事務を、本屬長官または主務官廳等に述べ

官廳法案外一件委員に併せ付託をうながします。
○副議長（井上知治君） 椎熊君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（井上知治君） 御異議なし。認めます。よつて動議のごとく決しました。

卷之三

ま、前項の例により事務官に任せられたものとする。

される検査官のうち二人の任期は、第五條第一項の規定にかゝらず、一人については三年、他の一人については五年とする。

〔國務大臣金森德次郎君登壇〕

正する法律案につきましての、提案
由を御説明申し上げます。

監査試験院法の現在の制度は、明治二十二年に制定せられまして以來、特大きな改正もなくて現在にいたつておる次第でござりまするが、今回日本

憲法が施行されまするに伴いまして、その憲法の精神に準據いたしまし

全面的に改正をし、これに刷新を
える必要を認めて、本案を提出した
弟でございます。

本案の内容につきまして、大略御説をいたしたいと存じますが、まず一に、本案の内容を設けまするにつ

この根本的の着想であります。どうりとこころに眼目をおいてこの制度を正したかと申しますると、根本は、この会計検査院といふものにてるだけ強い獨立性を與えるという點であります。現在の検査院も、やはり正性はもつておりますけれども、何

と申しましても、行政部によりまして
獨立を制肘せらるゝのきらいなしとい
たしません。その點を補整したとい
ことがあります。

第二は、國會との緊密なる關係を定
めるということあります。現在の會
計検査院は、國會と直接に意思の流通
をする機會をもつておりませんが、そ
の點に着想をいたしまして、國會と會
計検査院との間にできるだけ必要な
緊密關係を設けようという考え方をもつ
ております。

第三には、會計検査院の職能の範圍
を擴げまして、かつ能率を發揮せしむ
るよう、種々なる點を考慮したとい
う點であります。

以上の三眼目に従いまして、會計檢
查院の組織の問題と權限の問題とを、
この法律の中の中に定めておるのであ
ります。まずその組織の方を申します
と、會計検査院は、内閣に對しまして
獨立の地位をもつておる。言いかえま
すれば、これから制肘せらるゝことの
ないような地位を保たしめておるので
あります。それからまた内部の組立て
方、今までの制度とは非常に違つた着
想をもちまして、三人の検査官という
ものが検査官會議を構成いたしまし
て、これが基本的な働きをしていくこ
とにいたしました。まずこれに伴いま
して、事務總局といふものを設けまし
て、この事務總局は、いわば會計検査
院の執行事務を擔任することにいたし
ております。決定事務は三人の検査官
の合議により、執行事務は、その事務
總局の内部の働きによつてこれを遂行
する次第であります。

またこの會計検査院の検査官の任命
はいかにしてするかと申しますと、こ
れは國會の兩議院の同意を得まして、
内閣がこれを行つてあります。もし
その同意につきまして兩議院の意旨
が一致をいたしませんような場合にお
きましては、憲法の定めであります内
閣總理大臣を指名する場合の例により
まして、衆議院の同意をもつて兩議院
の同意とするというふうに定めてお
ります。

會計検査院の長をいかにして定める
かと申しますと、これは今申しまして、
三人の検査官が互選をいたしまして、
その結果に基いて内閣がこれを命ずる
というふうにいたしております。

次にこの検査官の獨立性を保ちます
ために、どうしてその身分を保障する
かという點でございますが、これは会
日も検査院法の中に若干の規定がござ
いますけれども、今回の制度におきま
しては、相當はつきりした嚴密な規定
を設けておる次第でござります。

次にその權限の範圍の問題でござ
ますが、これは憲法が改正になりま
しても、検査院の働きが特に本質におき
ましては植えるという次第ではござ
いません。憲法及び法律の規定に基きま
して、會計検査を行うという點まで
は、從來と同じであります。しかしな
がら今は、さらにその上に種々なる
検査をなし得ますところの範圍を増加し
たしまして、検査院の機能を充實さ
たしております。たとえば一定額以上
の資本金を國から出資しております
法人の會計というものを、検査の客體
にするというような面がそれであります
す。

次に、なお會計検査院が、行政の各
部局におきましての會計經理の上につ
きまして、相當力強き連絡をもつよ

にいたしております。たとえば、検査等の実施が検査の進行に伴いまして、會計につきまして違法であるとか、不當でありますとかいうようなことを發見をいたしました場合には、また制度がよくないというようなことを發見いたしましたときは、これに對して必要なる事項を、本屬官または事務官廳等に述べて、あるいは適宜の處置を要求して、是正改善させるというようなことをしております。

官廳法案外一件委員に併せ付託をることを望みます。

○副議長(井上知治君) 植熊君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○椎熊三郎君 議事日程変更の緊急提議を提出いたします。すなはちこの祭、攻守提出、皇室経営法の危機に

Page 1 of 1

した。
皇室經濟法の施行に關する法律案
第一讀會を開きます。國務大臣金森
次郎君。

皇室經濟法の施行に關する法律案
(政府提出、貴族院送付) 第一讀
皇室經濟法の施行に關する法

第一條　日本國憲法施行後の最初
律案

第一回 一日不圓無處方行街。量在

第一回 一日不圓無處方行街。量在

卷之三

國会において、皇室經濟法第3章の一定額價が定められるまでは、同條の規定にからわらず、相當対價による賣買等通常の私的經營爲に係る場合の外、通計五十四を越えない範囲においては、一度毎に國会の議決を経なくとも、皇室に財産を譲り渡し、又皇室が財産を譲り受け、若しくは賜與することができる。

1990-1991
1991-1992
1992-1993
1993-1994
1994-1995
1995-1996
1996-1997
1997-1998
1998-1999
1999-2000
2000-2001
2001-2002
2002-2003
2003-2004
2004-2005
2005-2006
2006-2007
2007-2008
2008-2009
2009-2010
2010-2011
2011-2012
2012-2013
2013-2014
2014-2015
2015-2016
2016-2017
2017-2018
2018-2019
2019-2020
2020-2021
2021-2022
2022-2023
2023-2024

負擔の最大限度を、政府はどの程度に考へておるかという質疑がありまし
た。これに對し政府から、終戦後にお
ける我が國の現状として、必要とする
財政を賄ふねばならないという基本的
事實より考へれば、この程度の負擔は
まことにやむを得ないところである、
なお租税負擔の最大限度は、計數的に
一概には斷定できない問題であるとの
答辯がありました。

所得税につきましては、豫算申告納
稅制度を採用することになつておる
が、國民の道義觀が低下しており、か
つ從來の賦課納稅制度になれておる國
民に對して、はたしてこの新制度が成
功するという確信があるかといふ質疑
がありました。これに對し政府から、
租稅の自主的納稅ということとは、稅制
の理想であるし、前年實績課稅を改め
て、その年の所得により課稅すること
となれば、豫算課稅の方法によること
になり、これがためには、どうしても
申告納稅に改めなければならない、し
かじて各方面に民主化的の態勢が展開せ
られておるので、納稅の面において
も、自主的納稅の機運を醸成するには
絶好の機會であるから、この際廣く國
民各層の協力を求め、十分の理解のも
とに本制度の適正な運営をはかつてい
きたい、これがためには、第三者通報
制度を採用し、あるいは稅務協力委員
會により、その成果をあげることに努
める一方、無申告または不當申告の場
合には、更正決定の方法により正當稅
額の徵收を行い、また罰則を強化し
て、脱稅等を取締ることとしておると
いう答辯がありました。

なお勵勞所得者に對する課稅は、今
回の改正でます二割を控除したのち、

四千八百圓の基礎控除を行ふという煩雜な方法をとつておる、また賃金の増加割合と、物價の値上りの割合とは格段の相違があつて、勤労所得者は實質的には減收となつておる、従つて簡素化及び負擔の適正化の意味で、控除を一本にして、「一萬二千圓としてはどうか」という質疑がありました。これに對して政府から、今回の改正で、勤労所得者については、賃金の高さに應じ、税表で定めた税額を徵收することにしておるので、實際にはきわめて簡略化されておる。また基礎控除の金額は、必ずしも最低生活費を意味しておるものではなく、税負担を、國民所得、國民生活、財政事情等、各般の状況に適合せしめるためには、この程度を妥當と考えるという答辯がありました。

やめた方がよいのではないかという質疑に對し、財政及び物價の現状、並びにタバコや酒類の消費のように、ある程度節約の可能なものについては、この程度の負擔の増加はまことにやむを得ないと考えるという答辯がありました。なお酒税の大幅引上げの結果、濁酒の密造が激化するのではないかと、う質疑に對し、要は酒類の生産高が少いところからくる問題であるが、濁酒の密造については、取締りを強化しているという答辯がありました。また農家の濁酒製造を公許するか、あるいは供米完納の場合に、農家からの委託讓造を認めはどうかという質疑に對し、農家の濁酒製造は、從來通りこれを認める意思はない、供米完納の場合に農家から委託讓造をすることは、現在試験的に、ある條件のもとに、埼玉県下において認めているという答辯がありました。

つてゐるが、これをどう救濟するかといふ質疑がありました。これに對しでは、戦災復興等の臨時の費用については、國庫の補助を受けるほか、さしあたつては當該團體の起債によつて賄わせていくことにするが、他面稅收入の減收を來している所には、昨年新設した臨時特別分與稅を今後も分與することにしてある。なお今回の稅制改正による地方獨立稅の擴充によつて、戦災都市の獨立財源は相當増加することと想うという答辯がありました。

次に、營業稅の課稅標準を府縣が決定することになると、その決定が府縣の間で不均衡を來すおそれはないかといふ質疑に對し、營業純益の算定にあたつては、所得稅の課稅標準となつた事業所得や、法人稅の課稅標準となつた普通所得の金額を參考にするから、その心配はないということになりました。

その他國民所得の實態、資金配分計畫、銀行預金の祕密性等、各般にわたる質疑がありまして、それへ答辯があつた次第であります。

かくて、去る十九日以來質疑を重ねること四日、二十四日午前討論に移つたのであります。日本自由黨の神田博士君、日本進歩黨の林田正治君、國民協同黨の石崎千松君より、それへ、黨を代表されまして原案に賛成の旨を述べられ、日本社會黨の松永義雄君より、黨を代表されまして、今回の改正案は依然として、いわゆるもうける者にも受けさせる政策であつて、インフレ阻止の工夫に缺けているものであり、豫算とともに返上すべきものであるとの理由のもとに、原案に反対せられたのであります。討論終局後、各案につき

○議長(山崎猛君) 休憩前に引續き會議を開きます。討論の通告があります。順次これを許します。中崎敏君。
〔中崎敏君登壇〕
○中崎敏君 日本社會黨を代表いたしまして、所得稅改正法案外六件に對しまして反對をいたさんとするものであります。
政府は稅制の根本的改革を斷行いたしまして、分類所得稅と總合所得稅一本建を、總合所得稅一本建の稅制に改正せんとするものであります。所得稅一本建の租稅體系は、理想といたしましては好もしものでありますけれども、これには考えなければならぬ多くの條件があるわけであります。すなわち各種の所得の間の均衡を保つということが第一に必要であるばかりでなく、免稅點をいかにするかといふうなことも考えなければならぬわけであります。さらにまた所得の源泉を的確に捕捉することができるわけであります。
今日のことく國民の財產及び所得の變動がきわめて大きくなるときの狀態におきましては、所得稅一本の租稅體系をもつてしては、とうてい衡平なる租稅の收入といふものは期待し得ないわ
○副議長(井上知治君) この際暫時休憩いたします。
午後四時十分休憩

けであります。この意味におきまして、動的状態にありますところの所得税を補う意味におきまして、静的状態にありますところの財産税を徴収するということが、租税の体系の上において望ましいことであるわけであります。これはヨーロッパ諸国におきましても、既に所得税に配するに名目的な財産税をとることによりまして、補完税としているわけであります。

わが國におきましても、既にこの名目的財産税につきましては、再三論議せられたところでありますけれども、この點につきましては、當時まだいわゆる財閥そのほか事業家といふようなものが、相當に政治の面において大きな勢力をもつておりました關係上、遂にこの名目財産税も、その目的を達しないで今日に至つておるわけであります。名目財産税と申しますと、財産に對しましてその三分、五分あるいは一割というふうな、ごく輕率な税率を課することによって、この財産の源泉を枯渇せしめないというところにあるわけであります。一方におきまして、所得税によつて、その年々所得するものに對するところの課税をするとともに、財産に對しましても、ごく軽い意味の財産税を課することによつて、きわめて衡平なる租税制度の確立を望み得るわけであります。

こういう意味におきまして、私は過般委員會におきまして、大藏大臣に對して、政府は名目的財産税を徵収するところの意図がないかと質問したわけあります。これに對しまして大藏大臣は、かくのごとき名目的の財産税をとるということはきわめて不平等であるという答辯をしておるわけであります。

すが、私は名目的財産税が不均衡であるというところの説明は、初めてこのように大蔵大臣に聞くわけであります。大蔵大臣はいまだこの問題について十分の研究をしていないのだということを、明らかに感知し得たわけあります。

わめて用意周到をもつてしなければならぬわけであります。政府におきましては、これに對する何ら的確なるところの方策をもつてないわけであります。それで、わが社會黨におきましては、この問題と關連いたしまして、戰後においてできたころのいわゆる新圓階級に對する新圓並びに換物によつて、各人が多く現在隠してもつてゐるところの物を嚴重に調査し、さらにまたこの新聞に對しては、「一時登録の方法によりまして、そうちしてこの所得並びに財産の現状を的確に調べてこそ、初めて公平なる負擔の均衡を得られるという點におきまして、特にわが社會黨はこれを主張しているわけであります。

にまた價格の差益をもうけることによつて、統制の蔭に隠れまして、幾多利益をもさぼつてゐるところの階級の存在することを忘れてはならないのです。(拍手)すなわち、國民大衆の犠牲において、こうじた一部特殊の階級があぶくの金をもうけて、そうしてぜいたく三昧の生活をするということは、決して見逃すことはできないのです。この社會正義に立脚いたしまして、わが黨が新團に對するところの課稅を要求しているのは、むしろ當然といわなければならぬわけであつます。(拍手)

かくのことくにしまして、貧富の懸隔を是正するということだが、今日の情勢において最も望むべきことであるわけであります。さらにまた一面戦争犠牲者の立場を考えてみましたが、あるいはまたその日の生活に困るところの貧困者の身の上を考へてみましたときに、さらにはまた日々増加しつゝあるところの失業者を考えてみましたときに、さらにまた一般勤労大衆はこのインフレによつてきわめて困難な生活を續けておるといふときにおいて、一部の新團階級のみがぜいたく三昧の生活をするといふことは、とうていこれは許すことができないものであるということを信ずるものであります。(拍手)

一方高級料理店に出入りしまして、おるところの階級があるわけであります。私は過日も委員會において政府に對して、この高級料理店を廢止する意向はないかということを尋ねたのであります。政府はこれを廢止するといふところの何らの誠意を示さないわけであります。經濟の混亂に乗ずることのボス政治家が、この高級の料理店

に出入りしまして、そりとして陰謀をなすらしておるということを考えましたときに、さらにまた大多數の人々が苦しんでおるところのこの状態におましまして、高級料理店の跋扈をしておるということは、國民思想をきわめて混亂させるものであるわけであります。勤労意欲の減退も、これに胚胎するといふことも考えなければならぬわけであります。

さらにまた貨幣價值の低落によるところの一般國民の負擔の増大を考えましたときに、この新聞に對するところの強度の措置は、これはむしろ當然のわけでありますて、一頭三萬圓もするところの現在の牛の價格を考えてみしましたときには、すべて貨幣の價值というものが、百分の一、二百分の一、三百分の一となつておるところの現在の状態におきまして、たゞ金の多寡だけをつかんで、そうしてこれを金科玉條のごとく喜んでおることは、きわめて好ましくない狀態でありますて、貨幣價值を安定せしむることによつて、初めてわれわれの經濟生活の安定があるといふことを考えられるときに、新聞に對するところの非常の措置を講ずべきは、むしろ當然のことであると言わなければならぬわけであります。さらにもう共甘同苦の立場におきまして、國民がお互いに苦しい立場を切抜けるといふ氣持におきましても、この新聞階級に對するところの措置は、當然の要請であるわけであります。

石橋大藏大臣は、金を封鎖してみたところで、じきにまた札が出てくるのだから、一向役に立たぬということを言うておられるわけであります。ところが、これは計畫經濟の何ものである

かを知らない、ものがあるなど、いぢつて
を、私は認むるものであります。すな
わち、ますすべてインフレの起るこ
ろの状態と、いうものは、たゞ金の面に
だけあるわけではないであります。
金と物と物價との間の關係が、十二分
に計画的に調整されたときにおいて、
初めて貨幣價格の安定を期し得るわ
けであります。

ところで石橋さんは、金をいじつ
てみたところでインフレは止まらない
ということを言つております。もちろ
んそうであります。でありますから、
わが社會黨は、社會主義計畫經濟の斷
行によつて、そししてこの金の面をい
じくると同時に、物價の面をいじく
り、さらに生産の面をいじくり、さら
にまた生活の安定を確保することによ
つて、こゝに初めてインフレを食い止
めることができるというわけであります
。これによつてのみ初めてインフレ
といふものは食い止められ、國民生活
の安定が期し得られるものと信じて疑
わないわけであります。

まずわが社會黨は、かくのごとき意
味におきまして、危機突破を目的とす
る第二財產税を主張しておるわけであ
りまして、富の均衡を得る上におきま
して、あるいはまたインフレを防止す
る上におきまして、これが役に立つと
いふことは、むしろ當然のことである
と言わなければならぬわけであります
。すなわち、かくのごとくして得た
ところの收入を、まず社會厚生に充當
しなければならぬわけであります。さ
らに失業者に對する適當なる對策を講
ずるために、この費用が使われなけれ
どあります。

生産増強のためにも、またこれが振起されなければならぬわけであります。次にまた戦時國債の打切りに對して、わが黨はつとにこれを主張しておるわけでありまするが、とりあえず停止することによつて、石橋さんのレ^トトによれば、約三十億圓の利拂いをなくしていいということになるわけがありまするので、この金を、まず六三教育制の實施のために必要な支出に充てるのが、さらに水害対策に對しても、あるいは農業技術員に對する負擔をなす意味におきましても、國庫の負擔をなす意味におきましても、あるいは生活保護費の増額をなす上におましても、戦争犠牲者に對する適當策を行う上におきましても、この三八億圓をもつてするならば、不満足がら、現在のこれらの人々の要求を満たす上において役に立つということは、火を見るよりも明らかなわけあります。(拍手)

見逃がすわけにいかないわけでありま
す。
さらにもう勤労所得者に對しましては、源泉課税を廃しまして、いわゆる
総合所得税一本としました關係上、相
當高率な累進税を盛られることにより
まして、以前よりもはるかに實際上高
率な租税の負擔をなすということにな
つてはいるわけであります。この意味に
おきまして、わが社會黨は、勤労大衆
の負擔と犠牲によるところの租税制度
の改革に對しては、斷乎反対を表明す
るものであります。(拍手)
さらにまた法人税の場合について考
えてみますと、むしろ法人税を高率に
引下げているわけであります。昭和二
十一年度におきまして、法人に對する
ところの所得税の收入は、全體の所得
に對しまして一四%を占めておつたわ
けであります。豫算におきましては、この比率が五%
に低下しているわけであります。約三
分の一に低下しているのであります。
これら法人の大部 分といふものは、
戦争中におきまして、軍需産業の立場
において、多くの利益の過存をすると
同時に、さらに終戦後多くの軍需物資
を自分の手もとに抱えることによつ
て、莫大の利益を温存しているのであ
ります。ところでこれらの法人は、帳
簿上におきましては、これらの利益を
ことごとく隠しているわけでありま
して、帳簿上においては、赤字の實態を
示しているわけでありますけれども、
實際におきましては、莫大の利益
がこれらの經營者の手に残つてゐる
いうことを考へなければならぬわけで
あります。かかるにかゝらず、税率

るの課税を遞減するということは、いかえますと、勤労大衆の負擔によつて、これら事業の温存をはかつて、いるということは、火を見るよりも明らかなわけであります。

さらにまた、軍需補償打切りの場合について考へても、同じことが言えるだけでありまして、資産の評價につきましては、當時政府は、この資産の評價は時價をもつて基準としていくということを表明したにもかゝわらず、實際におきましては、帳簿價格によることとなつたわけであります。これがために政府は、金融機關に対する百億圓の補償を、さらにまた七十億圓を増額せねばならなくなつたというようなことを傳えられているわけであります。さらにまた保険會社に對するところの損害に對しましても、二百億圓の高額化を國家から支出しているわけでありります。言いかえますと、軍需補償打切りによりまして、既に三百七十億圓以上の犠牲によりまして、これらの事業の温存をはかつて、いるということは、火を見るよりも明らかなわけであります。

で、實際はあの山の材木に對しまして、莫大の利益を温存しておるもののが、この大きな山林業者であるわけであります。ところがこの山林の大きな所得に對しましても、その半額を撫除しておるといふことは、とうていわが黨はこれに對して納得できないわけであります。かくのごとく吉田内閣は、勤労大衆の負擔において、事業家と資産家というものの擁護に汲々としておるのであります。かくのごとき政策に對しまして、わが黨は反対するゆえんであるわけであります。

石橋さんは、豫算總會においても、財政面において收支の均衡をはかつた、金融の面においても、民間の預金を吸收する上において萬全を期したから、これによつて財政金融の面において、まったく完璧の域に達したということを言つておられますけれども、この收支の均衡を形式的に得たところの財政にいたしましても、ことごとく穴だらけの財政であるということを主張せざるを得ないのであります。さらにまた金融の面においても、民間の企業家をことごとく廃業状態に陥れることの苛酷な金融政策であるわけであります。

かくのごとくにいたしまして、遂にこの昭和二十二年度におきますところの税制といふものは、昭和二十一年度に比較しまして、約三倍の増徴となるのであります。しかし、これは中小商業者に對するところの苛斂誅求の形において現われることは、火を見るよりも明らかであります。現に實施されておりますところの財産増加税が、これらの中小商工業者に傳達されまして、たときに、これらの業者は震え

おるといふうな現在の状態にあるのであります。

かくのごとく中小業者をいじめ抜くことによりましては、とうてい日本經濟の再建はおぼつかないのでありますて、この意味におきまして、わが黨はこの所得税の改正に對しまして、改めて編成をし直して、そうしてこの日本經濟再建の上において、國民勤勞大衆に對するところの公正なる負擔を期する意味において、さらにまた法人に對

しましては、當然課すべきところの課税に對する増徴を行うことによつて、財政の建直しをなすべきことを主張するのであります。この意味におきまして、この所得稅法案はか六案に對する反対を表明するものであります。以上をもつて、私の反対理由を説明したわけであります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 的場金右衛門君。

〔的場金右衛門君登壇〕

○的場金右衛門君 私はたゞいま議題となつております所得稅法案はか六件の法律案に對しまして、國民協同黨を代表いたしまして、次の希望を附して賛成の意を表明する次第であります。(拍手)

すなはち、勤労所得に對する免稅點は引上げられたのであります。が、農業所得及び中小商工業者の所得は、その大部分が勤労所得でありまして、一般勤労所得と同様に考えられなければならぬものでござります。しかるに從來もこの種の農業及び中小商工業所得に對する課税は、苛酷に取扱われておるので、本法の運営にあたりましては、特にこの點に留意していただきましても、公正なる課税になるようになされたいということであります。

その次に、農業所得の査定につきましては、大蔵大臣は、生産費を差引いで純所得に課税すると言明されたのであります。が、實際の取扱いを見ますと、農業知識のない税務官吏たちが調査いたしました。その調査に基きましたて査定されるために、地方ごとに相當の相違があり、不公平を來し、過重なる課税となつておる場合が多いのであります。ゆえに農業關係者または農業専門の知識のある者を加えて調査し、査定をいたしまして、農業者に對し課税が特に過重となり、または不公平となるよう注意されないということになります。

申告制度を採用いたされましたことは、これはやむを得ないといたしました。でも、收入のはつきりいたしておりますこれらのものについて、また正直な、まじめな者に重い税が課せられて、利口な横着な者が税金を免れるといったような結果にならぬよう、御注意願いたいと思う次第であります。

(拍手)

以上、運営につきまして御注意願うことを希望いたしまして、本案に對しては賛成をいたす次第であります。

○議長(山崎謙君) 柄澤まさ子君。

〔柄澤まさ子君登壇〕

○柄澤まさ子君 たゞいま議題となつております所得税法案はか六件について、日本共産黨を代表いたしまして、反対の意見を申し上げる次第でござります。(拍手)

政府はこの改正案の理由といたしまして、國民負擔の公正を期し、併せて國民經濟の再建に資する等のため、租税制度底根本的の改正を加えるというこ

とを申されております。この國民負擔の公正正直を期すということが重要な理由になつておりますところの點から、この法案を具體的に調べますと、このことについて石橋藏相も、委員會で、上と下に軽くする方針をとつたということを言明されております。税率の點を私どもが詳しく調べますと、前議會中に、あの全日本の労働者階級が、働けば働かずはどとられる悪税であるとして、全體が全力をあげて反対をしましたところの勤労所得稅、この勤労所得稅に該當いたしますところの、大體一萬圓から三萬圓の點につきまして私どもが考察いたしますと、下に軽くという藏相の言明にもかゝりませず、多少免稅點が高くなりましたが、いんづれその他の事情とにらみ合わせますと、決して税率は低くなつていないのでござります。

ざいますが、それに對しましてはるかに低いところの百分の七十五をもつて最高といたしております。今日の政府のインフレ政策と相ましまして、このように勤労者階級に對するところの、あの全勤労者の反対しましたところの、働けば働くほど税をとられるという悪税が、依然としてこの所得報酬の新しい法案の中に残されていることを指摘するものでございます。この法案は国民经济の再建に資するためとう趣旨にもかゝらず、今日ますくそれに相反しまして、労働争議を激化させし、政府自身が經濟再建に禍にするがとき結果を招來するものと私どもも指摘するのでござります。

それからなお委員會におきまして、石橋藏相は、上に軽くする理由といいまして、資本の蓄積ということを由されたということを聞いております。資本の蓄積、利潤の保證がなければ、日本の經濟は再開されない、この御旨かと拜承されるのでございますが、しかし資本の蓄積の根源をなしているものは何であるか。つまり日本の富を生み出すものは何であるか。價格差金を納付するところの資本家が、價格差益金を納めずに、自分のふところに納めておるのであります。その根拠は、われ〜日本の人々大衆のふところから、一部の資本家のふところに溶つているに過ぎないのでございます。それによつて日本の富全體を殖やし、この日本の富全體を生み出す力は、實に労働者の生産力にあるのでござります。この労働階級の生産力を再生産を保障しますためには、勤労者は對するもの所得に對

しまして、われくは前の議會にも主張することを主張するものであります。これらのように、日本の富の蓄積の根源であるところの上に課税を少くすることによつて、日本の産業再開がます／＼促進されるという藏相御自身の考え方があるからに誤つておるものであるかといふ理由を簡単に指摘いたしまして、それが反対理由を終りたいと思うのでござります。

今日労働者の生活が不安に襲われ、インフレはます／＼高騰し、税金は破え、その他の郵便料金、鐵道料金、タバコ料、あらゆるものが今度の税制によって高騰を續けておりまして、政府自身がインフレを刺激する税制を打立てまして、労働者があすの労働力を再生産することが保障されていないない今日、はたしてそれによつて石橋藏相御の望むところの範圍におきましても日本の資本の蓄積が可能でございましょうか。

この根本的な矛盾について、私は政府に、この所得稅法案が、いかに日本国の經濟を破綻し、一部の大やみをとりまして今日の經濟を破綻に陥れるという大なる所得をしておる階級を保護しておるものであるかということを申し加えまして、前の議會の改正案九五%を主張した改正案よりはるかにこの法案は資本家擁護の法案でありますことを指摘いたしまして、これがまた日本の經濟を危くし、日本の民族を亡ぼすような政府の方針をこゝに具現化しておることを指摘いたしまして、私の反対を簡単に申し上げる次第でござります。

しまして、われくは前の議會にも主張することを主張するものであります。これらのように、日本の富の蓄積の根源であるところの上に課税を少くすることによつて、日本の産業再開がます／＼促進されるという藏相御自身の考え方があるからに誤つておるものであるかといふ理由を簡単に指摘いたしまして、それが反対理由を終りたいと思うのでございます。

今日労働者の生活が不安に襲われ、インフレはます／＼高騰し、税金は破え、その他の郵便料金、鐵道料金、タバコ料、あらゆるものが今度の税制によって高騰を續けておりまして、政府自身がインフレを刺激する税制を打立てまして、労働者があすの労働力を再生産することが保障されていないない今日、はたしてそれによつて石橋藏相御の望むところの範圍におきましても日本の資本の蓄積が可能でございましょうか。

この根本的な矛盾について、私は政府に、この所得稅法案が、いかに日本国の經濟を破綻し、一部の大やみをとりまして今日の經濟を破綻に陥れるという大なる所得をしておる階級を保護しておるものであるかということを申し加えまして、前の議會の改正案九五%を主張した改正案よりもはるかにこの法案は資本家擁護の法案でありますことを指摘いたしまして、これがまた日本の經濟を危くし、日本の民族を亡ぼすような政府の方針をこゝに具現化しておることを指摘いたしまして、私の反対を簡単に申し上げる次第でござります。

等の一部を改正する法律案、以上八件の法律案につきまして、本委員會の審議の經過並びに結果について御報告を申し上げますが、詳細なることは速記録に譲ります。

委員會は、以上六件の法律案につき質疑に入り、まず小笠委員より、國有財產法の一部を改正する法律案につきまして、國有財產に關する大藏大臣の總括事務の内容、財產の讓與に關する規定及び國有財產調査會の組織、職權等についての質問に對し、大藏省政府委員より、總括事務とは、國有財產の管理、運用、處分を適實にするため、その取扱いを總合統一することであつて、これがために必要な諸規定を定め、臺帳様式を一定し、國有財產の現狀を明確ならしめる諸報告を一括して、内閣を經て國會に提出すること等が總括事務の一斑でありまするが、大臣を總括大臣としたことは、國有財產の事務は、物の會計であり、叡算でありますから、財政を所管する大蔵大臣がこれに當ることが最も適切だからであると、この答辭であります。

また國有財產の讓與については、現行法では非常に抽象的な規定で、政府の自由裁量の餘地がはなは多いので、改正法では、すべて具體的に法律で定めた場合のみなし得ることに改められたとの答辭であります。なお國有財產法調査會については、わが國國有財產制度を確立するため、これに關する法規を調査審議して、その法律案を作成し、次の通常議會に提案することとし、これがため、その委員も會長ほか六名の少數委員によつて、最も效果

的に審議することとしたという答えであります。また地方木材會社に對する補償打切りに伴う求償權と、第二封鎖預金關係につき質問せられたに對し、大藏省政府委員より、第二封鎖預金との相殺は、密接なる關係のある債權との間にのみ可能だが、具體的場合としては研究したいという旨の答辯がありました。次いで同委員より、國有林野の面積及び蓄積、研伐製品及び立木の拂下方法等につき質問があり、これに對して農林省政府委員より、國有林野の現狀を述べ、かつ拂下の方法について答辯がありました。

次に、氏原委員よりの質問にはいり、まず國有林野特別會計法と豫算の關係についての質問に對し、大藏省政府委員より答辯があつた後、國有財產法第十三條、第二十一條ないし第二十一条を削除した理由を尋ねられ、大藏省政府委員より、第十三條の境界査定について、行政的裁判より一般民事裁判に付することが適當であり、第二十一條ないし第二十三條の豫約開墾の規定については、後來その事例はなはだ少く、また相當規模のものは國營の開墾にしておりますので、かゝる規定を存置するの要がないからであるとの答辯がありました。

次いで國有林野事業特別會計法に關する質問にはいり、まず林野行政機構の改組につき政府の所見を質した後、森林所有形態に關する民主化の意圖なきやとの問い合わせに對し、農林省政府委員よりの答辯がありました。さらに久しきにわたる濫伐に對する緊急植栽計畫、殊に水源地林、荒廢林地の復舊、よりの答辯がありました。さらに久し

送、森林生産物の需給の調整、殊に植
林野所在市町村に對する交付金の増加額及び
整備、民有林の施業案の編成、國有林
等、森林事業の全般にわたり質問があ
りました。これに對し農林省政府委員より詳
細なる御答辯がありました。

なおこの間同委員より、勞働者災害
補償保険につき國庫負擔をしない理由
由、および國民健康保険組合の實情で
は、保健婦の失業を生じないかとい
う質問があり、厚生省政府委員より詳
しく御答辯がありました。

次いで丸山委員の質問にはいり、企
業再建整備法に基く整備の目はなのつ
く時期いかんという質問に對し、大藏
省政府委員より、評價基準及び未拂込
株金の徵收方法等の決定が、種々の事
情により遅延したため延び／＼となつ
ていてが、四月上旬には評價基準等の
具體的細目について公表を行い、六月
末ころまでには、整備計畫を提出し得
る運びとなるであらうとの答辯があり
ました。

以上をもしまして質疑を打切り、三
月二十四日再び會議を開き、討論に入
り、氏原委員より、國有林野事業特別
會計法案に對し、次のとおり附帶決議
の動議がありました。附帶決議を朗讀
いたします。

合には、造林樹苗養成、國有林地元（都道府縣及び市町村）への交付金、森林輸送路の擴充、林業文化の建設、林業勞働問題の福社施設等、單に直接國有林時事、事業の整備のみではなく、全森林行政の整備擴充を計るために、それを放出すべきである。

右附帶決議案は、採決の結果、多數の賛成を得て可決いたされました。引續いて國有財産案の一部を改正する法律案はか七件につきまして採決に入り、満場一致をもつて可決せられた次第であります。

以上をもつて、國有財產法の一部を改正する法律案はか七件に關する委員會の審議の經過並びに結果について御報告をいたしました。（拍手）

○議長（山崎猛君）八案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎猛君）御異議なしと認めます。よつて八案の第二讀會を開くに決しました。

○椎熊三郎君　直ちに八案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員會報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（山崎猛君）椎龍君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎猛君）御異議なしと認めます。よつて直ちに八案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

國有財產法の一部を改正する法律案
作業会計法を改正する法律案

る法律案、日程第二十五、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案、右三案を一括して第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長 小林鎬君。

第二十三 日本国憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告) 第二十四 日本國憲法の施行に伴 う民事訴訟法の應急的措置に關

第一讀會の續(委員長報告)
第二十五 日本國憲法の施行に伴
う刑事訴訟法の應急的措置に關
する法律建議(政務官提出)

第一讀會の續(委員長報告)

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律案

右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。

衆議院議長山崎、委員長小林猛殿

日本國憲法の基本的原則を実現するため、取締教えず、暫定的懲罰的

措置として止むを得ざるものとして、政府提出の諸法律案を承認した

つて政
府に對し、これら
の立
法事項
につ
いて、速
かに國会におい
て、日

本題意識の字義と精神に亘した慎重且つ周到な本格的全面的改正を完成するよう、万全の努力をすることを

強く要望する

訴訟法の應急的措置に関する法律案(政府提出)

右に本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。

衆議院議長山崎委員長 小林猛鎧

日本國憲法の基本的原則を實現す

るため、取り敢えず、暫定的應急的措置として止むを得ざるものとして、政府提出の諸法律案を承認したが、不十分なるものが多々ある。よつて政府に対し、これらの立法事項について、速かに國会においてしていた價重且つ周到な本格的全面的改正を完成するよう、万全的努力をすることを強く要望する。

一 報告書
訴訟法の應急的措置に伴う刑事
法律案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。
昭和二十二年三月二十四日
委員長 小林 鎧
衆議院議長 山崎 猛殿

附帶決議

日本國憲法の基本的原則を実現するため、取り敢えず、暫定的應急的措置として止むを得ざるものとして、政府提出の諸法律案を承認したが、不十分なるもののが多々ある。よつて政府に対し、これからの立法事項について、速かに國会において、日本國憲法の字義と精神に即した慎重且つ周到な本格的全面的改正を完成するよう、万全の努力をすることを強く要望する。

〔小林鎧君登壇〕

○ 小林鎧君 たゞいま議題となりました本國憲法の施行に伴う民法の、急的な措置に関する法律案はか二件の、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本委員会は、去る三月十九日、政府委員より説明を聴いたしまして、翌二十日より二十四日に至る四日間、熱心に審議を重ねたのであります。各案の内容につきましては、既に本議場におきまして所管大臣より詳細なる説明がありましたが、私はこゝにこれを省略させていたゞきたいと思ひます。こゝには質疑應答のうち、きわめて重要な數點につきまして御紹介申し上げることといたします。

質疑に入りましたて、林田正治君、神

原千代君、石川金次郎君並びに、山川文子君等の各委員と政府當局との間に、いかが行われたのでありますか、時間の都合上、詳細は速記録に譲ることといたしました」と考えます。
まず日本國憲法の施行に伴う民法の頗る急激的措置に關する法律案に對する質疑といたしましては、「第一に家の問題が取上げられたのであります。すなはてがわが國の國民として、その傳統といふを重んずる觀念とは、家といふものを中心にして起つておるものである。しかし、かかるにこの國民的信念とも言ふべき家といふものを廢止したならば、はたしていかなる結果がもたらされるのであらうか、こういう大變に御歎心される質問でありました。すなはち國家が廢されたならば、わが國の國民的信念とも言ふべき家といふものを廢止したならば、はたしていかなる結果がもたらされるのであらうか、こういう大變に御歎心されたならば、わが國の國民的信念とも言ふべき家といふものを廢止したならば、はたしていかなる結果がもたらされるのであらうか、こういう大變に御歎心としたる権利によつて統率せらるゝところの從來の民法上の家はこれを廢止するけれども、民法上の家の觀念を止め、現実上の家族生活とは、おのずかに違るものであつたといふのを心としたる觀念は撤去せられても、夫婦の共同生活そのものはなくなつて止するけれども、民法上の家の觀念を止め、現実上の家族生活とは、おのずかに違るものであつたといふのを心としたる觀念は撤去せられても、夫婦の共同生活そのものはなくなつて止するものではないから、できるだけ現実生活に即したる規定をなし、さらに將來は家庭審判制度を設けて、家庭内の紛糾を理めしむる方針であるといふ御答辯であります。

ば、憲法第二十四條の精神に反するし、また將來は結婚年齢も男は十八歳、女は十六歳というふうに高めている。これらとの缺點を補つてまいりたい。また結婚の届出は合意形の形式であるが、當事者の意思を拘束するものではないから、憲法違憲ではない。婚姻の有無及びその時期は、社會公私に關するものであるから、事實婚を認めることはよろしくない。また届出の権限は、この他公示主義をとるとはいながら、届出はきわめて簡単にできるのであるから、事實婚を認めることの實質はない。しかし、當事者間にはきわめて重大な問題である、これを不明瞭にしておくといふことはよろしくない。また届出をしてはいるが、この届出に對ししましては、政府は、直接に抵觸するとの考へる點のみを規定した點——なるほどその點に關する規定はいたさなかつたけれども、將來改正民法には、これを設ける考へである。正民政には、これを設ける考へである。次に、扶養の義務につきまして、父母が離婚され、子供が母とともに家を去つた場合に、子供の養育費はどうなるのであるかという質疑に對しましては、父母がともに子に對しては扶養の義務を負擔する、すなわち養育費は父母が出すことになるが、もし母が資力がないときには、父が全部これをお負担しなければならない、といふ政府の見解でございました。

次に、この法律は親族、相續、すなわち身分關係の改正のみに止まつておるようであるが、財產關係の規定は、體どうするのであるかという質疑に對しまして、財產關係についても、憲法の基本的原則に従つて、民法その他の法令中、財產關係に關する部分の解釋は當然變更され、その間はなはだ不都合に起らぬと考える、改正民法では特にこの趣旨を明らかにするため、民法草案の第一條及び第一條の二のごとき特別の規定を設けたい希望をもつておるという旨の意向を表明さされました。

次に、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案について、は、ひとり民事訴訟法のみならず、民事訴訟手續法、非訴事件手續法、破算法等並びに和議法等について、第一回と同様の應急的措置を講ずる必要ないかと、いう質疑に對しましては、政當局より、日本國憲法及び裁判所法制定によりまして、民事訴訟法上必要な措置は、主として上告制度に關するものであるので、人事訴訟手續法、訟事件手續法、破算法並びに和議法につきましては、は、裁決に依るべきまでは、受けれども、やむを得ない讀書等に關する部分は、裁所施行法に基く委任政令でこれを定める旨の答辯がありました。

第二點は、本案第三條の判決以外裁判は、判決事務一人ですることがあります。規定期の立法理據いかんといふ質疑であります。これに對しましては、裁判所法第二十七條第一項の判決事務は、他の法律に特別の定めある場合除いて、一人で裁判をすることができないという規定に照應いたしまして、判事補の民事訴訟における權限を定めたものであるといふ政府當局の答辯ありました。

第三點は、現行民事訴訟法の第五十七條第十一號の家の系譜、すなわち系圖であります。系圖を差押禁止物と定めに掲げておるが、家及び家督相續に關する規定が適用せられなくなる贈与上、日本國憲法施行後は、この種のものに対する差押は可能となるなどういう質疑に對しまして、家及び家督相續に關する規定の適用がたといひなんなる規定が適用せられなくなる贈与につき、祖先の祭祀は慣習上認められるを得ないものであるから、系譜のごときは、日本國憲法施行後といえども差押禁止物たることに變りはないとの答辯がございました。

最後に、訴訟に關する訴訟手續につき、法律で定めるものと、最高裁判所の規則で定めるものとの限界いり、法律でもまた規則でもきめられるけれども、法律は規則より優位——優れた推

附帶決議
日本國憲法の基本的原則を實現するため、取り敢えず、暫定的應急的措置として止むを得ざるものとして、政府提出の諸法律案を承認したが、不十分なもののが多々ある。政府に對し、これらの立法事項について、速かに國會において、日本國憲法の主義と精神に即した眞實且つ周到な本格的全面的改正を完成するよう、萬全の努力をすることを強く要望する。

討論にあたりまして、日本自由黨を代表して小澤佐喜良君、日本進歩黨を代表して林田正治君、日本社會黨を代表して石川金次郎君並びに國民協同黨を代表して鷹原丸君が討論に立ち、それへ附帶決議を附し、原案に賛成の意見述べられました。次いで採決の結果、全會一致附帶決議を附し、各案いずれも原案の通りに可決せられた次第でござります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 三案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて三案の第二讀會を開きました。

○椎熊三郎君 直ちに三案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長も報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 椎熊君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに三案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案 第二讀會(確定議)

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法 第二讀會(確定議)

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法 第二讀會(確定議)

正する。
第十二條に次の但書を加える。
但し、地方特別官廳の設置及び管
止については、法律の定めるところ
による。

一 宮内府法案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。
昭和二十二年三月二十四日

衆議院議長山崎 猛殿 告白書
委員長 天野 久

一 恩給法の一部を改正する法律
案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。
昭和二十二年三月二十四日

衆議院議長山崎 猛殿 告白書
委員長 天野 久

○天野久君 たゞいま議題となりま
た行政官廳法案はか三件につきま
て、委員會における審議の経過並びに
結果を簡単に御報告申し上げます。

各法案の内容につきましては、過
本會議において逐條にわたつて説明
ありましたので、これを省略いたしま
すが、要するにこれら四法案は、いざ
れも五月三日日本國憲法施行に伴い、
それに対應いたしまして、當然新た
規定または改正せらるべき行政官廳
宮内府の権限、組織、あるいは資金の増
加、または恩給關係等に関するものと
あります。そのうち特に行政官廳法は、
行政部面の改革において、内閣法
法、官公吏法と相まって、行政機構の改
革の根本に觸れるものでありますから
に、本委員會における質疑の中
は、もつばらくこれに集中された次第
あります。以下、そのおもなる質疑概要
を記します。

につきまして御報告いたします。その一黠は、先日公布された内閣法の審議の際、行政官公署案を議會に提出する官公吏案について、行政官公署案を議會で審議するに當て、有効期間を一年に限つた暫定的な本法案を提出せし理由いかんとの質疑でありました。これに對しまして、齊藤國務大臣と明々せしものもかゝわらず、有効期間を一年に限つた暫定的な本法案を提出せし理由いかんとの質疑でありました。これに對しまして、齊藤國務大臣より、行政機構の改革は復雜多岐である、政府も昨年末政治調査部を設け、有効期間を一年に限つた暫定的な本法案を提出せし理由いかんとの質疑に對しては、齊藤國務大臣より、未だ成案を提出せし理由いかんとの質疑に對しては、齊藤國務大臣より、未だ新設間に合わす旨の答辯がありました。また連立内閣の問題などの際に、巷間種々うわさに上つた労働省、建設省を新設するの意図ありやとの質疑に對しては、齊藤國務大臣より、未だ新設するや否やについては決定していないなれば、新憲法施行後において新設する場合、法律案として議會の審議に付することになるとの答辯がありました。また公布されて未だ施行をみない内閣法の、第二條第一項の「及び國務大臣十六人以内を」並びに從來の各省長官より、行政官公署案第一條において、「内閣總理大臣及び各省大臣の分担」と、行政官公署法案の附則において「内閣總理大臣及び各省大臣の分担」との質疑に對しましては、入江法制局大臣及び國務大臣との合意によるもので、五月三日現行の行政機構をそのまま受け繼ぐ形となるゆえ、國務大臣の數が、五月三日現在を押えて法文の體裁を整えたのであるとの答辯がありました。しかし、かくして二十四日討論にはいりましたが、自由黨小川原政信君より、行政官公署法案に關しては、各黨共同提案による修正案を提出する、その他の議案については、原案に賛成の意見の開陳がありました。修正案は、行政官公署法案第十二條に「但し、地方特別官廳の設置及び廢止については、法律の定めるところによる。」との但書を加えるの修正であります。その理由とするところは、政令により地方特別官廳の新設が認められることになりますと、各省

○椎熊三郎君　日程第三十三ないし第
三十七の五案は、後回しとせられんこ
とを望みます。
○議長(山崎猛君)　椎熊君の動議に御
た。(拍手)

○椎熊三郎君　議案の第二讀會を開くに
關する御異議ありますか。

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認め
ます。よつて四案の第二讀會を開くに
關する議案全部を議題といたします。

○議長(山崎猛君)　椎熊君の動議に御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認め
ます。よつて四案の第二讀會を開くに
關する議案全部を議題といたします。

○議長(山崎猛君)　別に御發議もあり
ません。第三讀會を省略して、四案と
も委員長報告通り可決確定いたしまし
ます。(拍手)

君の報告を求めます。委員長大谷望潤	君の報告を求めます。委員長大谷望潤	君の報告を求めます。委員長大谷望潤
○議長(山崎謙君) 御異議なしと認めます。よつて本程第三十三なし第十三条は後回しといたします。	○議長(山崎謙君) 御異議なしと認めます。よつて本程第三十三なし第十三条を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。委員長大谷望潤	○議長(山崎謙君) 御異議ありませんか。
〔昭和二十年度第一豫備金支出の件〕	〔昭和二十年度第一豫備金支出の件〕	〔昭和二十年度第一豫備金支出の件〕
昭和二十年度緊急対策費第一豫備金支出の件	昭和二十年度緊急対策費第一豫備金支出の件	昭和二十年度緊急対策費第一豫備金支出の件
〔昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件〕	〔昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件〕	〔昭和二十年度特別會計第一豫備金支出の件〕
〔昭和二十一年度第二豫備金支出の件〕	〔昭和二十一年度第二豫備金支出の件〕	〔昭和二十一年度第二豫備金支出の件〕
〔臨事軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件〕	〔臨事軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件〕	〔臨事軍事費特別會計豫備費外豫算超過支出の件〕
〔委員長報告〕	〔委員長報告〕	〔委員長報告〕
昭和二十一年度第一予備金支出の件(承諾を求める件)	昭和二十一年度第一予備金支出の件(承諾を求める件)	昭和二十一年度第一予備金支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與らるべきものと議決した因つてここに報告する。	右は本院において承諾を與らるべきものと議決した因つてここに報告する。	右は本院において承諾を與らるべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和二十一年三月二十四日	昭和二十一年三月二十四日	昭和二十一年三月二十四日
衆議院議長山崎 猛殿	委員長 大谷 望潤	委員長 大谷 望潤
報告書	報告書	報告書

衆議院議長山崎 委員長 大谷 艇潤
昭和二十年度特別会計第一予備金支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つてことに報告する。
昭和二十一年三月二十四日
委員長 大谷 艇潤
衆議院議長山崎 猛殿
報告書
一 昭和二十年度特別会計予備費
支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つてことに報告する。
昭和二十二年三月二十四日
委員長 大谷 艇潤
衆議院議長山崎 猛殿
報告書
一 昭和二十一年度第二予備金支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つてことに報告する。
昭和二十二年三月二十四日
委員長 大谷 艇潤
衆議院議長山崎 猛殿
報告書
一 昭和二十一年度特別会計第二予備金支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和二十一年三月二十四日
委員長 大谷 艇潤
衆議院議長山崎 猛殿
報告書
一 臨時軍事費特別会計予備費支出の件(承諾を求める件)
右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和二十一年三月二十四日
委員長 大谷 艇潤
衆議院議長山崎 猛殿
報告書

右は本院において承諾を與うべきものと議決した因つて、ここに報告する件) 予算超過支出の件(承諾を求める件)

昭和二十二年三月二十四日

衆議院議長山崎 猛殿 委員長 大谷 莊潤

〔大谷 莊潤君登壇〕

○大谷 莊潤君(たじま) 議題に供せられました昭和二十年度第一豫備金支出の件外七件の事後承諾を求める件について、委員會における審査の結果を報告いたします。

昭和二十年度第一豫備金の豫算額は二億圓でありますて、家族手當等のため、その全額を支出しております。昭和二十一年度緊急對策費算額は二十億圓でありますて、そのうち十八億三千九百餘萬圓を支出しております。その支出のおもなるものは、戰時灾害保護費、戦災者その他就農対策費、歸還輸送費等であります。

次に、昭和二十年度特別會計第一豫備金支出は、造幣局外十四件特別會計に關するものでありますて、九千五百九十一千餘萬圓を支出しております。なお外地關係の朝鮮總督府外七特別會計の豫備金または豫備費の支出については、終戰に伴い經理の狀況明らかでない關係上、事後承諾案の提出を延期しております。

次に、昭和二十年度特別會計豫備費支會計に於ける糧糧管理及び帝國鐵道の支出額は、專賣局における機構整備費八百八十九萬圓であります。

昭和二十一年度一般會計改豫算における第二豫備金の支出額は、四億五千七百餘萬圓であります。

次に、昭和二十一年度各特別會計改定豫算における第二豫備金の支出額は、專賣局における機構整備費八百八十九萬圓であります。

は、昭和十二年十月三十日から同二十二年十二月一日までの間ににおいて、三百四十五億三千八百萬圓を支出しております。豫備費外に三百四十五億三千八百萬圓を支出し、一般的會計からの繰入金を財源として、二回にわたり、一億九千三百餘萬圓を支出しております。いづれも戰局の推移に伴うて、臨時軍事費の支出が多く、豫算に不足を感じたものであります。

委員會においては、委員より、會計事務の充實、特に會計事務職員の再教育等の問題について適切なる質問があり、政府より懇切なる答辨があります。その後、討論に入り、さらに採決の結果、總員をもつて、本案に對し承諾を與うるに決定いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 昭和二十年度第一豫備金支出の件外七件は、承諾を與うる御異議ありません。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて八件とも承諾を與うるに決しました。

日程第三十九乃至第四十四は、便宜上一括議題となすに御異議ありません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第三十九、國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律案(大野伴陸君外十九名提出)

第四十、議院に提出する證人の歳費を確定議(大野伴陸君外十九名提出)

第一讀會(確定議)

(大野伴陸君外十九名提出)

第四十一 國會議員の歳費に關する法律案(大野伴陸君外十九名提出)

第一讀會(確定議)

第一讀會(確定

○議長(山崎猛君) 埼玉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

日程第二十一、労働者災害補償保險法案(政府提出)

日程第二十二、健康保險法の一部を改正する等の法律案、右兩案を一括して第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長夏堀源三郎君

第三十一 労働者災害補償保險法案(政府提出)

第一 議長 第一讀會の續(委員長報告)

第二十二 健康保險法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

第一 議會の續(委員長報告)

一 労働者災害補償保險法案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十四日

委員長 夏堀源三郎

衆議院議長山崎猛殿

報告書

一 健康保險法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年三月二十四日

委員長 夏堀源三郎

衆議院議長山崎猛殿

附帶決議

一、政府は、国民の健康維持に最大の責任を有するといふ新憲法の理念にもとづき、現下の國民健康保険の重要性にかんがみ、壊滅にひんじようとする同保險の再建に關して、國庫補助金の増額、保険診療実績による医薬品の配給等に万全の努力ををこすこと。

二、政府は、健康保險の直営病院の建設計画を拡充し、六大都市及び北九州のみに限らず、全國的に多數建設し、健康保險診療の改善に

審査委員會を設置したのであるが、實際の運用にあたつては、十分に連絡をとつて、いく考えであるとの答辯がありました。

次に、健康保険法の改正に關し、その診療料金が適正でなかつたこと、またその事務が醫師の繁縝な爲めに、十分なる治療を受けることができなかつたという遺憾な點があつたが、これらを是正してもらいたい、といたう頼問に對しましては、診療料金の適正化、また事務の煩瑣については、診療報酬の適正化のため、各府縣に委員會を設け、あるいは現金給付等を、實員會して、十分便宜をはかるとともに、公的診療機關を、六大都市及び北九州に設置して、被保險者の便宜をはかるうといふ考えであるとの答辯がありました。

以上で各委員の質疑を終了いたしました。續いて討論に移り、進歩党島君より、原賛成の意見の陳述がありまして、同時に各派共同提案として、三項目にわたり附帶決議が提出されました。附帶決議を朗讀いたしま

に三項目の附帯決議も、採決の結果、これを附するに決しました。以上、簡単ではありますするが、委員會の審議の經過並びに結果を御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君)　兩案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認めます。よつて兩案の第二讀會を開くに決しました。

○椎熊三郎君　直ちに兩案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長讀會報告の通り可決せられんことを望みます。(拍手)

○議長(山崎猛君)　椎熊君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君)　御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

労働者災害補償保險特別會計法案
健康保險法の一部を改正する等の法律案
○議長(山崎猛君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して、兩案とも委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

○椎熊三郎君　殘餘の日程を延期します。

○議長(山崎猛君) 椎熊君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。よつて動議のとくに決しました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後九時十九分散會